

平成27年知立市議会 6 月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成27年 6 月15日（月） 午前10時

2. 招集の場所 第1 委員会室

3. 出席委員（7 名）

明石 博門	中野 智基	神谷 文明	久田 義章
池田 滋彦	川合 正彦	中島 牧子	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	加古 和市	協 働 推 進 課 長	野村 裕之
企 画 政 策 課 長	堀木田純一	財 務 課 長	松永 直久
総 務 部 長	岩瀬 博史	総 務 課 長	水谷 弘喜
税 務 課 長	濱田 悟	危 機 管 理 局 長	高木 勝
安 心 安 全 課 長	伊藤 博生	会 計 管 理 者	稲垣 利之
監査委員事務局長	平野 康夫	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	石川 典枝	教 育 庶 務 課 長	池田 立志
学 校 教 育 課 長	橋本 博司	生涯学習スポーツ課長	佐藤 豊
文 化 課 長	鶴田 常智		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 係 長	近藤 克好		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第40号 工事請負契約の締結について（知立南中北棟校舎大規模改造工事）	原案可決
陳情第5号 知立市史跡建造物復興に関する陳情書	採 択
陳情第6号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書に関する陳情書	不 採 択
陳情第7号 戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に 意見書の提出をしていただけるよう求める陳情書	〃
陳情第8号 国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう 求める意見書の提出を求める陳情書	〃

開会 午前9時59分

○川合委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから企画文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は5件、すなわち議案第40号、陳情第5号、陳情第6号、陳情第7号、陳情第8号です。これらの案件を逐次議題といたします。

なお、陳情第5号から陳情第8号までの4件につきましては、趣旨説明の希望があります。まずこの委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては本委員会に付託されました議案等の審査が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びいたしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして趣旨説明をしていただきます。説明時間は1件につき5分といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者及び委員は委員長が指名いたしましたら、その場で立って行ってください。

それでは知立市史跡建造物復興の会より提出されました陳情第5号の提出者の代理人、酒井良枝さん、説明席にお座りください。

それでは酒井さん、陳情第5号の趣旨説明をお願いいたします。

○酒井良枝氏

知立市史跡建造物復興に関する陳情について、本日、知立市史跡建造物復興の会の陳情の趣旨説明をさせていただきます。

本来、代表者の加藤峰男氏が御説明するところですが、私、酒井良枝が代弁させていただくことをお許しいただきたいと思います。

さて、趣旨説明と申しましても、知立市の史跡に関する内容でございまして、皆様にはよく御周

知のことと存じます。

知立市は、4キロ四方の小さなまちでございますが、かつて古代の東海道とも言える鎌倉街道の中継点であり、当時、伊勢物語の在原業平で有名な土地となり、訪れる旅人も多かったようです。

時代は下り、江戸時代となりますと、徳川家康の命により、街道を日本橋を基点とする東海道、中山道、奥州街道、甲州街道、日光街道など、江戸と各地を結ぶ重要な交通路が整備されました。その街道の一つ、東海道の第39番目の宿場がこの池鯉鮒宿でございます。

1630年ごろ、3代将軍家光により、宿場の定めとして、本陣、脇本陣、問屋場、高札場、並木、一里塚等が整備されました。池鯉鮒宿の町並みは、12町、35間、約1.4キロで、東海道の宿場の中では小ぢんまりとした宿だったようです。

街道沿いには、旅籠屋、米屋、たばこ屋、茶屋などの店屋が軒並みに292軒もあり、その中でも、本陣は大名、公家など身分の高い方の宿とされ、また、その補佐する宿として脇本陣など、重要な建物がありました。しかし、現在、その存在跡すらありません。特に本陣は、敷地約3,000坪、建坪は約300坪という近隣の宿場の中でもかなり大きいものだったようです。

また、宿場として重要な役割を持つ問屋場は、馬の引き継ぎ、公文書の取り次ぎほか、宿の取り締まりなど、現在で言う駅、郵便局、交番、運送業など、多くの任務をこなす重要な場所でした。しかし、残念ながら、その建物も昭和46年までに存在はいたしました、取り壊され、その跡地は本陣同様、小さな碑文のみという状況です。

今や歴史ブームであり、多くの歴史愛好家の方々が訪れますが、知立の史跡を紹介するには余りにも歓迎の心、おもてなしの心に欠けていると言えませんか。

他市からは、知立は史跡が多いところと言われますが、当時の面影をほうふつとさせるものはほとんど失われているのが現状です。

今、まさに国・県による政策、地方創生の時代です。各地域も、いかに地元の個性をアピールす

るかと思死の時代と言えます。

また、教育面では、地元の歴史・文化について心血を注ぐことは、温故知新の心を育てる大切な取り組みかと思われます。歴史の町として、史跡建造物の復興とその活用を積極的に推し進めることこそ町の発展となり、住民の方にも知立の歴史を誇りと感じ、また、将来の担い手である青少年たちにこの文化遺産を引き継いでもらう、そのための重要な課題ではないでしょうか。

お手元の資料2に、陳情項目として11項目、建物の復興、建造物の復興、各説明等の設置について上げさせていただきました。簡単に、町ごとに説明させていただきます。

知立市西町については、池鯉鮒宿並図の設置、古城跡の門構えの設置、常夜灯の正規な場所への移動、高札場の設置、知立市本町については、旧町並みの表示、問屋場跡の設置、本陣跡の設置、脇本陣跡の設置、知立市山町については、馬市番所の設置、道路標示としては、旧東海道の道筋をカラー補装するという、松並木には顔出しパネルを設置、これらを11項目でございしますが、ほかにも知立市内には多くの名所、旧跡もたくさんあります。今回は、この陳情項目11項目を上げさせていただきました。

知立市史跡建造物復興に関する陳情の時間をいただきまして、本日はありがとうございました。

○川合委員長

次に、質問等がありましたら、発言をお願いいたします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

それでは、質問なしと認めます。これで陳情第5号の趣旨説明を終わります。

酒井さん、傍聴席へお戻りください。

それでは、続きまして、特定秘密保護法の廃止を求める知立市民の会より提出されました陳情第6号の提出者、牧正彦さん、説明席にお座りください。

それでは、牧さん、陳情第6号の趣旨説明をお願いいたします。

○牧 正彦氏

それでは、意見書の陳情について、ちょっと趣旨説明をさせていただきたいと思います。

これで3回目なんですね、同じ陳情を出しているの。何で3回目になったかというのを、僕、ちょっと言わせていただきますと、前回はもうでしたけども、国会では、法案が通った、強行採決された後、丁寧に説明をしますと言って、丁寧に説明されたんでしょうか。僕は、市会議員の皆さんでも、丁寧に説明されたと思ったら、僕らにちゃんと話をさせていただきたいと思います。全然丁寧に説明されていなくて、最後の、治安立法ですから、規制するあれは国会にそれを設けると言いましたけど、皆さんが御存じのように、やりたくなければやらないんですよ。そういう法案が通つとと言うんですね。

ということで、ちょっと本当は詳しく説明したいんですが、話をさせていただきたいと思います。

前回の中で、この委員会の中あるいは本会議の中で、治安維持法にはならないというふうに話がありました。しかし、背景は治安立法ですから、これは権力の裁量かげんでどうにでもなっていくということは、歴史を知っている人ならすぐわかると思います。これは、民主主義下の今と、絶対天皇制下の昔と違うんだという、そんなことじゃないと思うんです。

そこで、私がきょうは、余り理路整然と話してもおもしろくないので、俗っぽい話をしたいと思っています。

これが、特定秘密保護法が今施行されているわけですけど、これは前のいろんな議論の中では、僕らもそう言いましたが、秘密が漏れるということは、国家にとって大変重大なことだという話を中心になりましたけど、実は、漏れるだけじゃなくて、これがあるために、このために行政は何をやるかという、国内法の整備をやって、情報が漏れているかどうか、あるいは情報がきちっと、要するに管理されているかどうかというのは、操作あるいは情報の収集をやるわけですね。そこはどこがやるかという、もちろん警察、防衛庁、

各官庁、それから内閣府の中の公安調査庁、総務課、内閣調査室もありますし、この法案ができたので、各省庁の中で特別にまたできるかもしれません。

国内の中で情報収集を行えるということは、一体どういうことなのかと。それは、違法なことをやっておったら取り締まらないかんという、建前はそういうことだと思います。

大事なことは、国があるいは行政がそういうことで違法行為をやっても、私たちは全然口出しもできないということになるということですね。これは、治安維持法も全く同じです。いろいろ、これは要するに秘密のことについて調べておるんだというふうに言われたら、誰がこれに反論できるんですか。できないはずですよ。前回、できるといった委員もおりますけど、ぜひ僕はその意見も聞かせていただきたいということですね。

現実にはもう先取りして、自家用車に発信機をつけて、GPSをつけて追跡調査をするとか、この前、それは違法だというふうに言われました。警察がやっておるんですね。それから、電話や通信の傍受なんかもやっております。各家庭にいろいろ周りで聞き込みをやって来られても、これは普通の人は、そんなことをやってひどいじゃないかというふうに普通は言わないですね。調べに来ると、あそこの家は何かがわしいことをやったんじゃないかとか、何かありそうだとか、そういううわさが広がっていくと。当然のことでしょう。治安維持法が一気に大きな力を持ったのは、このためですよ。

もう一つは、どういうことになるかという、情報を隠すと。隠してもわからない。例えば、例を挙げますと、1年ほど前に海上自衛隊の中でいじめがあって、隊員が自殺した事件があります。しかし、これは内部告発があって、おもてに一応出たんですが、なかなか情報を出さない。最後、思い余って、とうとうそういうことがありましたという情報を出してきたという事件があります。

それから、イラク・アフガン戦争に行きましたけど、自衛隊員が派遣された中で、50何人が自殺

してるわけですね。実際には、精神異常来して自殺しているというのがはっきりわかっているだけでも20何人おるといふに言われています。でも、これは決して政府のほうから明確に、こういう事情でこういうことが起こったということは言われておりません。国会の中でいろいろつかれたり、新聞社につかれて、嫌々ながら話が出てくると。

○川合委員長

恐れ入ります。説明者に申し上げますが、5分という時間がありますので、できるだけよろしくお願いいたします。

○牧 正彦氏

ということで、これからテロの脅威を強調したりしておりますけど、原子力発電所も輸出になりました。することになっております。それから、武器輸出三原則を撤廃してしまいました。何でもできるようになってしまったんです。自衛隊も行けるようになりそうだといいふうになっております。そうすると、これの中身について、これは秘密だから、あるいはテロのおそれがあるからということで、完全に、要するに国民には知らせないというふうになるのではないかと思いますね。したがって、我々はこれを危ない、危ないと言いながら、政府はだんだん情報管理する。情報管理すると、一定の方向に、ある方向に世論を引っ張っていくということになりかねない。現に安倍さんも、主要新聞社の幹部を呼んで、いろいろ懇談会を持っておるということになります。ということを見ると、一つの流れをつくっていくというふうにするなら、十分できる方向ではないかと思えます。

ということで、ぜひこのことを踏まえてもらって、説明が十分じゃないじゃないかと、何を説明したんだということが1点と、それからやっぱりこれを見ると、情報を、要するに収集したり操作するということをしてこにして、国民の思想統制をやりかねないという部分が、治安立法ですから、必ずそれが含まれておるわけですね。これに対する歯どめは何もないんです。ということ、ぜひ

ここでよく議論していただいて。

○川合委員長

大分時間が過ぎておりますので、よろしくお願いいたします。

○牧 正彦氏

前も言いましたけど、議論していただいて、僕らが多少なりとも、ああ、そういうことかと納得できるような話をさせていただきたいと。前回もお願いしましたが、ほとんど議論はありませんでした。ということで、国会議員も、市会議員も政治家としては対等であります。皆さんが国会議員の下におるなんて、僕らはちっとも思っておりません。ぜひしっかりと議論をやっていただきたいと。

以上でございます。

○川合委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら、発言をお願いいたします。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

質問なしと認めます。これで陳情第6号の趣旨説明を終わります。

牧さん、傍聴席へお戻りください。

それでは、続きまして、西三河地域労働組合総連合及び自治労連知立市職員労働組合より提出されました陳情第7号の提出者、足立勝彦さん、説明席にお座りください。

それでは、足立さん、陳情第7号の趣旨説明をお願いいたします。

○足立勝彦氏

陳情の趣旨は、今、国会で議論されております安全保障法、これを撤回するように国に対して意見書を提出していただきたいという趣旨であります。

御存じのように、戦後の日本が曲がりなりにも世界から信頼を受けているのは、たとえ自衛隊という軍隊があっても、1人も相手を殺してこなかったというところに世界から信頼されてきたんだらうと思っております。

ところが、今回の法案は、憲法で禁じられている、いわゆる国際紛争の解決を武力でという発想であります。これは明らかな憲法違反なんですけれども、これをどうやって憲法に合わせるかじゃなくて、逆に法律を憲法に合わせるんだということを言った政治家がおりますけれども、その発言をもって、どこからも批判が出てこない、これはどういう状態だろうかということなんです。戦後の国のあり方が大きく変わろうとしているわけですね。これに対して、知立市議会がぜひ撤回の意見書を出していただきたいということなんです。

特に知立市は、外国人の居住者が県内では一番だと思わすけれども、比率からいきますと。こういう法案が通ったときにどうなるかということなんです。当然、先ほどの特定秘密保護法とワンセットになりますと、これは大変怖い状態になります。

皆さん、今、憲法論議あるいは国会の審議を聞いておられてわかるかと思うんですけども、大変わかりにくい法案であります。わざとそうなっているわけですね。要するに、憲法にどうやって合わせるかということをお大変苦労しておるわけですけど、しょせん合わないものを合わせようとするから、余計わからなくなるわけですね。読んどってわからないんですね。

ただ、はっきりしているのは、紛れもなく日本が戦争に巻き込まれるということですね。そうしますと、戦後の日本のあり方が大きく変わってしまう。これが秘密保護法とワンセットになってきますと、例えばこういう知立市の地域社会が、いわゆる敵・味方という発想も出てまいります。いわゆる民族排外主義が出てまいります。今、ヘイトスピーチという言葉がありますけれども、特定の民族や集団をあからさまに人権侵害すると、こういう現象が今の日本の社会にあります。これが、この法案が通りますと、当然、敵・味方という発想が出てまいりますから、お互いの住民同士あるいは民族同士がけんかし合うといいでしょうか、お互いが争うという、当然考えられるわけですね。

先ほど言いましたように、知立市というのは外国人の比重が大変高いところでありますから、当然、こういう問題が出てくるかと思えます。

それから、もう一つ、教育の場ではもう既に、さきの戦争は自衛・自損の戦争だという教科書が出回っております。それを読んでいる中学生がいるわけですね。こういう中で、こういう戦争状態あるいは戦争に巻き込まれるというような状態になったら、日本の社会あるいは日本の教育がどうなるかということを考えていただきたいんですね。

さきの戦争が侵略戦争だということは、安倍総理大臣は絶対に言いません。ですから、あえてポツダム宣言を読んでおりませんと言っておるわけですが、いまだにあの戦争が侵略戦争だということを言うのを嫌がる、いわゆる靖国派と言いますけれども、こういう議員あるいは政治家がいることは確かなんです。

これが今の日本を取り巻く中国や韓国、あるいは北朝鮮もそうですけれども、うまく外交をやっているという最大のネックになっているわけですね。ですから、こしが日韓条約50周年だと思えますけれども、そういう意味で、お隣の国と仲よくできなくて、どうして安保理なんかに立候補しようとするのか。常任理事国ですね。中国を反対するのは当然なれないわけですが、そういう足元を見ずに、武力で国際紛争を解決しようという、こういう国のあり方になってきますと、これは大変なことになるわけです。ですから、知立市という地域社会も、これに巻き込まれていくということになりますので、ぜひこの危ない法案を撤回するように、知立市議会にお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○川合委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら、発言をお願いいたします。質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

質問なしと認めます。これで陳情第7号の趣旨

説明を終わります。

足立さん、傍聴席にお帰りください。

それでは、続きまして、新日本婦人の会知立支部より提出されました陳情第8号の提出者、牧典子さん、説明席にお座りください。

それでは、牧さん、陳情第8号の趣旨説明をお願いいたします。

○牧 典子氏

私たちは、国民的合意のないまま、安全保障体制の見直しを行わないように求める意見書を提出させていただきました。

私たち新日本婦人の会は、全国で20万人の仲間と30万部の新聞の読者を持っております女性団体でございます。

今回の請願は、とても心配になり、子供たちの命や戦争のない平和な暮らしを守りたい母親の立場として、私たちは市会議員の皆様のお力をおかりしたいと思って、ここに参りました。70年間、憲法を守り、何とか平和な暮らしを守ってきました。これからも、子供たちが安心して豊かな暮らしができるように願い、黙っていたら、認めたことになるのではないかと、私たち新日本婦人の会は声を上げました。

安倍政権は、自衛隊をいつでも、どこでも派兵できるようにと、アメリカの戦争に加担させることができるようにしようとしています。こんな憲法を無視した法案は、絶対に許してはならないと思います。

知立市は、非核宣言都市でもありますし、先日の6月3日の平和行進では、林市長が挨拶をされ、本当に平和についても前向きにお話をされてますし、今までも長いこと原爆展なども開催しており、JAまで歩いていただいたりと、本当に感動いたしました。本当にうれしかったです。

ここに来てからも、3人の憲法学者が何か違法だと言ったり、何か世の中の流れが少し変わってきたように思っていますが、私たちは、何としても子供たちの命と暮らしを守る、そういう1点からでも、ここに、何かふなれな者なんです、参りましたので、本当に市会議員の皆様のお力を

おかりして、私たちも法案ではわからないことがいっぱいありますが、それでも子供や孫たちが何か戦争に行かされるのではないかという、そういう思いだけは強く思っております。本当に皆様に検討していただき、よろしくお願ひしたいと思って、訴えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○川合委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら、発言をお願いいたします。質問はございませんか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

質問なしと認めます。これで陳情第8号の趣旨説明を終わります。

牧さん、傍聴席にお帰りください。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託されました案件を議題としていきます。

議案第40号 工事請負契約の締結について（知立南中北棟校舎大規模改造工事）の件を議題いたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○中島委員

議案第40号 工事請負契約の締結について、質問をさせていただきます。

南中学校、平成26年度が南棟、今度は北棟ということで、大改修が行われるということであります。私も、長男が入学した中学校、当時はびかびかの新しい中学校でしたが、もう30年余を超えるという、こういう歴史を持つ南中学校でございます。老朽化の中で、大規模改修、改修が行われてきている。これから各小・中学校の改修という大きな公共事業の改修が計画をされようとしている、こういうことであります。

これ、今回もその一つとして行われまして、総合評価方式ということで、一般競争入札が行われております。落札率は89.7%、こういう結果となりました。

総合評価方式、落札方式、これは大体年5件ぐらいを目安に知立市は実施をしているということであります。本会議でもありまして、きょう、資料も出していただきました。落札金額というものも一番低かったということとあわせて、評価項目というものの加点数が野々山建設が高かったということで、この表が示されております。その辺の評価項目の加点という点で、表をいただいているんですが、いま一度、説明をいただきたいと思ひます。

○総務課長

今回の知立南中北棟校舎大規模改造工事につきましては、お話にありましており、総合評価落札方式という落札方式を採用しております。

この総合評価落札方式とは、価格だけで評価する落札方式とは異なり、品質を高めるための技術力など、価格以外の要素を含めて、総合的に評価する落札方式でございます。

落札者の決定につきましては、予定価格の制限の範囲内で入札したものうち、総合評価落札方式に係る事項で算定された評価値が最大のものを落札者としておりまして、評価項目につきましては、本日お配りをさせていただきました下の表に明示してございます。3点の評価項目で加算をしておるわけでございますが、まず企業の技術力に関する事項、こちらを7点の配点で加算をしております。こちらにつきましては、過去5年間の同種工事の施工実績などにより、各社の加算点が加算されておるという状況でございます。

2点目の配置予定技術者の能力に関する事項、こちらは配点5点で配点しておりますが、今回の工事に配置する予定技術者のこれまでの実績、こちらをもとに加算をしております。

最後、3点目ですが、地域精通度・地域貢献度に関する事項、こちらを8点の配点でしておりますが、これに関しましては、災害協定やボランテ

ィア活動などにより、各社の加算をしております。

こういった評価項目、20点満点で加算をしているわけでございます。

こちらの求めました加算点に、入札参加資格を満たしている場合に、100点の評価点を加えます。そういった関係が上の表になりますけれども、まずそれぞれの加算点がございまして、100点の評価点を加えた評価点になります。それと、入札いただきました金額、この三つの項目を用いまして、除算式という方式で評価値を求めます。その結果の評価値が最大で1.259ということに、結果になりましたものですから、こちらを落札者として決定しております。

以上でございます。

○中島委員

評価項目という中で、企業の技術力に関する事項と、それから配置予定技術者の能力に関する事項、こういうふうな技術の関係でも二つに分かれる内容が示されております。配置予定技術者の能力に関する事項、これは過去5年間でしょうか、これは。これまでの市域、知立市の中で、この技術者が参加したことがあるかどうかと、こういう意味合いで言われたんでしょうか。ほかのところは1人もいなかったと。これは、人数という意味じゃなくて、どういう内容でしょうか。1点ですけど。

○総務課長

配置予定技術者の能力に関する事項に関しましては、こちらも同種工事の施工実績ですとか、その工事に対する成績等を勘案して加算をしていくわけでございますけれども、各社から今回の工事に配置する予定する技術者のこれまでの経歴をもとに、その同種工事の実績がある場合に加算をさせていただいたということでございます。

以上です。

○中島委員

そうすると、野々山建設以外は、経歴という意味では同種工事を行ったという技術者が全くいなかったと、いたのは野々山建設だけであったと。同種工事の実績ですね、ということのように今受

けとめましたが、間違いはないか。

その前の企業の技術力のほうのアのところは、過去5年間での実績からということで、この技術力に関する事項が示されておりますが、これは同種工事という実績ということであるならば、アとイの違いがよくわからないんですね。どういうふうに違うんですか。

○総務課長

アとイの違いということでございます。

まず、アにつきましては、それぞれの企業が過去5年間に同種工事を実施した実績に基づいた加点という考え方でございまして、イの配置予定技術者の能力に関する事項につきましては、今回の南中大規模改造工事に配置を予定される技術者が、これまで同種工事の実績があったかどうかということを加算の要件としております。

以上です。

○中島委員

わかりました。アのほうは、企業としての実績、イのほうは、技術者個人というところの実績ですね。その個人がいるか、いないかという。両方あわせれば、次の伊藤工務店も5点ということで、4プラス1と5プラス0ということで、5点というふうにはなりますが、直接、技術者が過去の同程度の工事を行った実績があるかどうかと、こういうことで決めたということですね。

あとは、災害協定を結んでいる。これは、3点、5点、8点というふうな3種類があるので、これは全てのところが災害協定は結んでいるということなのか。ボランティア参加を、いろんな協力をするかどうかという二つの項目を言われましたよね。協定は、皆さん、結んでいらっしゃるんですか。

○総務課長

まず、災害協定につきましては、協定を結んでおるか否かということも要件の一つにはなりますが、知立市との協定があるかないかということで、加算の配点に違いが生じてまいります。知立市と協定があり、かつ市内での活動実績があること、これは水防訓練だとか防災訓練等の活動も含めま

すが、そういったことがあるかないかで、最高3点の配点が加算されます。それ以外、協定だけを結んでおるという場合については、2点ですとか1点というような加算の違いが生じてくるわけでございます。

以上です。

○中島委員

そうすると、災害協定ということでも、知立市と結んでいるかどうかという、私は最初からその内容だと思っていたんですが、他市と結んでいるということも一つの加点にはなっているということなんですね。これ、知立市と結んでいるのはどこですか。

○総務課長

今回の参加者の中で、3件の業者につきましては、知立市との協定があり、なおかつ活動実績もあるという状況でございまして、その他の1件につきましては、協定自体の締結はございません。また、もう1件につきましては、知立市との協定はございませんが、知立建設事務所あるいはその管内市町村との災害協定の締結があったという形になっております。

以上です。

○中島委員

どこですか。

○総務課長

具体的にどことの協定があったかということですか。

○中島委員

知立市と協定をしているのはどこですかと聞いたんです。

○総務課長

知立市との協定をしていただいております企業につきましては、中一建設、野々山建設、共和建設、以上、3社でございます。

○中島委員

わかりました。その上で、水防訓練等にも参加していただいているところは、ここで加点があるということで、全体20点の中で、この部分は8点の枠で加点がされるということで、野々山建設

は満点の8点だったと。中一建設も満点の8点だったわけですが、他が違うということで、結果的に野々山建設が請け負うということになりました。

総合評価方式そのものについては、私どもも一般競争入札、セットなわけでありすけれども、できるだけ地域の貢献度というものはやはり大事にしようという流れをこれでは見ることができるわけで、それは是といたします。

これについては、総合評価方式を本会議でも5,000万円以上のところというおおむねの目安ですか、大きい工事ということを対象にすると、こういうことになっておりますが、大体おおむね5件という、これも一つのラインとして、例えば4,000万円であっても、全体で5件をキープする、または6件、7件になっても、5,000万円以上であればキープする、こういうような、なるべくこういったやり方についての拡大を求めているかなというふうに思っておりますので、その点、再度、御答弁いただけますか。

○総務課長

総合評価落札方式につきましては、平成20年度から毎年1件を試行的に実施いたしまして、平成24年度から5件に拡大をしておるという状況でございまして。

平成20年当初は、やはり予定価格5,000万円以上のものがふさわしいであろうという考え方のもとに実施をしてみたいわけでございますけれども、平成24年度に5件に拡大した折に、5,000万円という上限を下回っても、総合評価落札方式で何とか5件を維持していきたいという中で、品質の確保や価格その他の条件での有利性を加味しまして実施をしておる状況でございます。これまでの経過を見ましても、決して5,000万円以上のものでしか実施していないという状況ではございませんでして、3,000万円程度のものも多々実施をしておりますので、今後も引き続き、拡大については、一定の規模により技術的な工夫の余地が大きいものが本来の総合評価によるメリットが生きているというふうに考えております。

いずれにしても、今後も当面の5件を何と

か維持できますように、事務局としては努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○中島委員

今後、たくさんの公共施設の見直しで、改築、また全く建てかえということもあり得るかもわかりませんが、次から次と老朽化した施設が出てまいりますと、こういったものの対象がふえてきますので、そういったことも含めて、この辺については十分に押さえていただきたいというふうに思います。

今回はこういうことで、総合評価ですので、加点がありましてということですが、たまたま入札した金額そのものも野々山建設が一番低かったと。89.7%、さっき言いましたけれども。こういう方式をとって、落札率がじわじわと上がっていつてしまうという傾向も出てくると大変だなという、そういうふうにも思うわけですね。地域が大事だからということと加点していると、金額そのものは上がっていつてしまうと、こういうことであってもまずいということですね。その辺の歯どめについては、どのようにお考えでしょうか。

○総務課長

価格と品質のバランスといったものが、この総合評価落札方式での一番のメリットだというふうに思っております。総合評価の品質というものは、やはり工事、目的物そのものはもとより、工事の効率性や安全性、また環境への配慮、工事の質が求められるというふうに思っております。

今回、知立市の場合は、先ほど御説明しました評価値を求める際に、除算式という形で、加算点の内容と入札いただきました金額のバランスを適度にとれるような形に、今のところ実施しております。今後もこの状況を見ながら、その価格のあり方、ほかにも計算方式としては、加算式という計算方式もいろいろございますので、その辺も研究しながら、バランスを最適な形に契約できるように、研究は進めていきたいというふうに思っております。

○中島委員

一番最初に予定価格というものを市が決めて、それに対する落札率と、こうなるわけですね。予定価格をどのように設定していくのかということにも、これはかかわってくる問題でもあります。落札率が低いなと思ったら、これがうんと高かったとか、これが落札率が高いなと思って、予定価格を低く抑えたとか、そんないろんなバランスでこれ、変わっていつちゃうこともあります。例えば、今、名鉄高架をやっていますけども、予定価格をどのように積算するのかということは、あの事業に関しては、全くブラックボックスになっていると。国のほうも、積算根拠を明らかにしなきゃならないなということ、透明性の問題が今課題になっていて、まだ進んでおりません。どのように予定価格をつくっているのかというようなことがわからないために、国が直接やったほうがいいのかということも議論をしているという、名鉄の受託工事については、それも一つの今、大きなテーマになっているわけですが、市が行う予定価格、いま一度、予定価格の算定の方法について伺います。

○総務課長

予定価格の算定ということになりますと、やはりそれぞれの工事の内容、それから部材等を含めまして、適切な設計を行うということなんですけれども、品確法等の定めにもよりまして、適正な工事の執行が行われるような、部切りのない設計を実施しておるということでございます。

以上です。

○中島委員

一般論で話されたのでわかりませんが、かつて落札率が高いねという話になったときに、予定価格をぎりぎり見込んでおりますので、だから高くなりましたという説明を担当部長がしたことがございました。ここなんです。だから、部切りをなるべく少なくとか、今、適正な価格を出していくということのための努力を、一端を述べていただいたとは思いますが、その辺は、国が示す公示価格の表もあつたりして、業者もそれは持っているわけですね、一応わかるわけですね。業者も、

このぐらいでやっているなということもわかって、それに対してどれだけだというふうに入札をしてくるというようなね。両方がそれを持っているものですから、これは変な意味で、あうんの呼吸で変なふうになったら、また大変だということもあるんです。だから、その辺も十分、今後も私どもは注視して、入札については見ていきたいと。落札率にかかわって、非常に大きな税金が無駄になってはいけないという面も、今まで何度も指摘をされてきたことですので、大きい工事になればなるほど、この観点もしっかりと押さえてやっていただきたいというふうをお願いしておきます。

この工事、本会議でもありましたが、南校舎が行われて、大きなふぐあいというものはなかったんでしょうか。確認をさせてください。仮設の教室で子供たちが勉強しました。プレハブといっても、今、相当質の高いというか、そういうもので、私たちも見せていただきましたけど、その辺ではふぐあいはなかったかどうか。もしあれば、今後どういうふうに活かして、北棟の工事に向けて対応していくのか。子供たちが安心して勉強ができる環境が保障されるかどうかということです。その点での見解を求めます。

○教育庶務課長

昨年南棟の校舎のほうも改修工事を行いまして、今、中島委員もおっしゃいましたように、生徒の皆さんには、仮設校舎のほうでお過ごしをいただいた期間もございます。仮設校舎、見学もしていただいたと、中身も見えていただいているとは思いますが、生徒の健康面、こういったものを考えまして、エアコンとか扇風機も用意させていただきまして、そういった環境の中で、生徒の方は過ごさせていただきました。特に問題というものは聞いておりませんので、生徒のほうは安心してできたのかなというふうには思っております。

また、こっちの工事につきましても、同じような環境でまた過ごしていただくわけでございますけれども、そのような点については、十分に注意を行っていききたいと思います。

○中島委員

よろしくお願いします。

南棟は、工期がいつからいつまでだったかという御紹介をもう一度いただくと、今回、北棟は夏休みからということを知っていますけれども、何月何日からいつまでというふうな工期について、明確にお答えください。

○教育庶務課長

まだこの議決もいただいて、契約をしていく中で、また三者と言うんですか、工事関係者と打ち合わせをして、正確な工期というのを決めていくわけでございますけれども、今予定しておりますのは、やはり夏休み前、7月の中旬ぐらいから2月の末というように考えてございます。

○中島委員

南棟も一緒でしたか。

○教育庶務課長

はい。南棟も、昨年も同じような時期で行っております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田滋彦委員

私の解釈が違ったら申しわけないんですが、今、入札の件でいろいろお話がありました。この入札に関して、前のときには、分離発注というのがありましたですね。今回は、一括発注になられたんですか。それとも、これから一括で発注しておいて、そこからまたそれぞれの、例えば電気、水道、そういうふうに分発注先が変わっていくのか。たしか分離発注が基本でしたよね。そこを説明をお願いします。

○教育庶務課長

確かに、これは本体のほうの工事の入札でございます。あと、トイレの関係がございまして、トイレを分離発注しておりまして、機械設備と、それから建築工事ということで、分離のほうの発注をしております。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時59分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

先ほどの分離の関係でございます。

今回の本体、昨年もそうなんですけども、南棟、北棟、双方でございますけども、改修工事でございます。改修工事というものは、実際に工事をやってみないとわからない面もございます、なかなかそういった分離、分けるということが難しゅうございますので、今回、本体は分離ということでやってございません。ただ、国の補助メニューというのがございまして、それは本体と、それからトイレの部分ということで、分けた補助メニューがございますものですから、本体の工事、それからトイレの工事ということで分けさせていただきました。そのトイレの工事の中では、やはり設計する段階で分けることが可能でありましたので、一定の基準を達していましたので、分離の発注を今回、前回はそうなんですけども、させていただいたということで、お願いしたいと思います。

○池田滋彦委員

確認ですが、解釈としては、国の交付金をいただくために、今回は交付金を申請する段階で、一括でなければだめというふうな解釈もできると思うんですけど、そういうふうにとってもよろしいんですか。

○教育庶務課長

交付金の申請ということでの話かと思えますけども、申請の際に、一括でという今お話でございんですけども、それも一括の老朽の工事の中に入れることも可能なのでございますけども、ただし、大規模改修につきましては限度額というのがございますので、トイレと分けると、そのトイレのメニューというものが採択されれば、そのメニューも補助金として入ってくるものでございますから、限度額を超えての部分については分けさせていただいて、それでトイレの分については、改めて申請をさせていただいたという交付金の申請の仕方

でございます。

○池田滋彦委員

私が解釈がわからないのかもわかりませんが、限度額という線引きですけど、今回2億4,000万円ですが、この設定の限度額がという意味ですか。それとも、改修工事のための限度額は必ず決めて申請する、新しく建てる場合は、全く設計段階から上がっていきますから、それは分離発注はできるけど、改修工事だから分離発注はできないということも含めて言われましたけども、そういう解釈でよろしいんですか。ちょっとわかりにくいので、もう少しだけで説明していただけないか。

○教育部長

申しわけございません。前年度というか、課長時代に設計のほうを発注しましたので、ちょっと答弁させていただきますけど、一番最初の考え方が、分離発注した場合に、分離したほうの工事もある程度の規模の金額がある場合に、受注の機会をとるということで発注していくんですけど、大規模改造のほうの本体のほうは、建築の部分はほとんどを占めておりまして、機械設備、電気の部分には本当に比較しまして、トイレ工事とも比較しましても、分離した場合と比較しましても、機械設備工事の金額は小さいものですから、それで一体工事というふうにさせていただいています。

トイレのほうは、分離したとしても、建築と機械設備のほうもある程度の金額の規模になりますので、分離発注ということで、本体とトイレ部分を分離したというその考え方につきましては、一体での契約も考えることはできるんですけども、それもやっぱり受注の機会がふえるということと、国のほうの補助メニューも別の補助メニューがありますので、二本立てを申請したほうが、市にとって交付金は多く入ってきますので、別々の補助金でそれぞれが入ってきますので、ですの、国の制度等も考えまして、本体、トイレ、別に発注し、トイレの中で、そこからまた分離したらどうかという判断をしたところ、機械設備もある程度の規模があるので、そこでもまた分離したという結果になっています。改修工事のほうは、そこで

も分離でどうかというふう考えた場合、そちらのほうの機械設備は規模が小さくなりますので、それは本体に合わせて契約をするという、そういうことで、一番最初の方針を決めたときに、そのような形で決めさせていただきましたので、今年度につきましても、その流れで来ております。

○池田滋彦委員

わかりました。今回の改修工事については、分離発注するほどでもないという解釈ですので、一括はわかりましたけども、今後のことですが、もっと大きな工事の場合の改修工事があった場合に、改修工事で分離発注というのはあり得るんですか、それとも、ないんですか。それを教えてください。

○総務課長

分離発注に関する考え方ということでございますので、契約担当の総務課のほうからお答えをさせていただきます。

やはり建設工事の施工につきまして、分離発注を行うことによりまして、専門工事業者の受注機会の増大を図るということは大変重要なことかというふうに思っております。

もう一方では、工事を進めるに当たり、円滑かつ効率的な施工が期待できるかどうか、分離することによって、そういった施工が期待できるかどうかというものの視点も含めまして、今後も分離できるものは、なるべく分離を実施していくということで考えていきたいと思っております。その場合、やはり新築の場合と既存の改修工事とでは、先ほど申し上げました、円滑かつ効率的な施工という面で違いが生じてくるのかなというふうには思っておりますが、でき得る限り、分離には努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○池田滋彦委員

そうですね、国は分離発注を推奨しているはずなので、そこら辺の解釈だけはちゃんとやっていただきたいと思います。というのは、やはり地元企業も大切ですので、分離すれば、それだけ発注先がふえていくので、その方法をできるだけ取り入れてやっていただきたいと思いますので、よ

ろしくお願いします。

以上です。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。

次に自由討議に入ります。本案に対します自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号について、挙手により採決します。

議案第40号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第40号 工事請負契約の締結について(知立南中北棟校舎大規模改造工事)の件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第5号 知立市史跡建造物復興に関する陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いいたします。

○中野委員

陳情第5号につきまして、市政会を代表いたしまして、採択の立場から意見を述べさせていただきます。

こちらの陳情趣旨にございまして、本市は歴史的に東海道五十三次の宿場町として栄えてきました。そして、現在の知立市におきましては、市政的な視点から見ましても、西三河の交通の要衝である、そういったところまで発展したのは皆

さん御承知のとおりだと思います。

そのような貴重な歴史的資源であります東海道に関する史跡の重要性をまず本市民が再認識して、復興、保存するということによって、地域の愛着心、向上が図れるもの、そのように私は考えるものでございます。これは、地方創生の重要な柱であります定住人口の増加、またシティプロモーションやシビックプライド、そういった観点からも、交流人口増加を図れる有効な手段だと私は考えます。

本陳情書の2ページ目には、具体的な施策等ございます。こちらは、個別具体的な検証や研究が必要であるかと思いますが、本陳情に対しましては、採択としてお願いいたします。

以上でございます。

○川合委員長

ほかに御意見はありませんか。

○明石委員

子どもは、陳情者の熱い思いに全く同感でございます。しかしながら、本市が保有するハコモノ、またプラント系、インフラ系、こういった公共施設の費用が今後30年間で283億円と聞いております。こうした課題があることも意識していかなければならないと考えておりまして、新たな史跡建造物、また復興事業は、ベクトルの違いがありますけれども、今後のシティプロモーション等に期待をしております。したがって、この陳情書に対しまして、不採択することはできませんので、この財政を見ながら、総論としては採択をお願いします。

○川合委員長

ほかに御意見はございませんか。

○久田委員

私は、賛成の立場で討論させていただきます。

陳情第5号は、陳情趣旨にも述べられておりますように、知立市は歴史と文化の宝庫とも言えます。歴史、伝統、史跡、文化、こういうものが織りまざったまちでもあります。当市の多くの歴史や名所を市内外の人に再認識していただくということは非常に重要であり、大切なことであるとい

うふうに理解をしておるところであります。

当市も、観光立市を目指しているところでもあり、そして陳情趣旨にも述べられておるように、その理念は、地方創生に合致するところでもあります。

昨年、地方創生法が法制定されております。今後、地方創生に対する取り組みが強化をされてまいります。さきにも述べましたように、歴史、伝統、史跡、文化を織りまぜた観光の知立市独自のもの、ほかには例を見ない観光計画、まちづくりを進めていければ、地方創生の認定対象にもなっていくというふうに思っております。

陳情者も述べられておりますように、まさに地方創生に合致するという、そういう観点から、本陳情に対しては賛成でお願いいたします。

以上です。

○川合委員長

ほかにありませんか。

○中島委員

陳情者の皆さん、本当に御苦労さまです。

本当に、東海道松並木をいろんないでたちで歩いていただいたり、日常から、それこそシティプロモーションの一翼を今担っていらっしゃる方たちが今回の陳情をまとめて出していただいたなというふうに感謝申し上げます。

私は、知立市昭和というところに住んでおりまして、歴史とは余り縁のない地域となっております。ふるさとをつくるという、本当に団地を出た子はふるさとって思ってくれるんだろうかというのもし少し不安なところがあります。でも、こういった取り組みをいろいろやっていく中で、知立はこういう歴史と文化があったんだということを知ることによって、知立団地を出た子も、知立市全体の歴史を知ることによって、自分のふるさと知立なんだという誇りが持てればいいなというふうにはとても思います。

明石委員が言われた面もあります。今後、建造物をどうするのかという点については、十分な検討が必要だろうと思いますし、例えば西尾市が西尾城再建に寄附を募っているんですね。企業や市

民やいろんな人たちに、自分たちのまちを愛する市民の寄附を募るような形でもお城をつくろうというような動き、刈谷市は税金でつくろうということで、今ちょっと批判も出ている面がありますが、でもね。そういった市民の盛り上がりと一体となった取り組みが、これはあれば、より効果が上がるのではないかなというふうに思います。看板等はそんなにお金がかからないだろうとは思いますが、すけども。

これまでも議会で、観光案内所をつくってほしいという、議員からも相当出たりもしていて、私はちょっと疑心暗鬼というか、つくっても、御案内する場所がわからないよという感じがしていたんですね。どこへ行ったら何があるよということが余り明確にならないという。今回提案していただいたものについてみると、そういった案内所ができたときに、案内しやすくなるわねという感じがとてもいたしました。

これまでも文化財保護委員の皆さんが大事にしてみえたものがたくさんあります。松並木のところの場所も、よくかどうかわかりませんが、かつて松並木を歩いたということで、木綿市の歌が出て、にぎやかに木綿市があるということについての歌があるんですが、ぼろぼろになっていて、傾いていたということを私は議会でちょっと取り上げて、しゃきっとさせてくださいという、こういうこともやらせていただきました。過去から、そうやって大事に思う方たちの、それは歴史なんだなということは受けとめておりますので、そういったものを十分に発展させてもらいたい。

私は、東海道五十三次の広重の馬市の背景をコンピューターの壁紙にぺたっと大きくやっているんです。そうすると、あの背景のほうが海なんです。ずっと。あそこまで海だったんだなという。広重が見た当時の風景が、海がずっとある。知立団地のあたりって海が近い、海かなというぐらい、絵というのはすごくいろいろ物語っていて、発見をした、そんな思いもあります。だから、ああいいう有名な絵も含めて、ここから見た絵なんだよということも勉強できると、とてもおもしろいなと

いうふうに思います。高札場も本当に、馬市の展示会を歴史民俗資料館でやっていただいて、見せていただいて、本当におもしろかったと思いました。高札場でどうやってせりをやったのかということも書いてありましたし、ああいいうことが本当に市民の皆さんに十分に情報が提供できるような常設的な何かあると、とてもいいなというふうに思いますので、ぜひこれは応援していきたいし、先ほどお金の面は、明石委員の心配もあります。いろんな形でやってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、一応そんなことで、賛成の立場を表明させていただきます。

○川合委員長

ほかに意見はありませんか。

○神谷委員

陳情第5号につきまして、民友クラブを代表して意見を述べさせていただきます。

御案内のとおり、知立は東海道五十三次の39番目の宿場町として、歴史と遺産の多いまちということでございます。

文化財保護が地方創生ということ、また、今の名古屋市では、名古屋城の本丸を木造に建てかえるなどという議論があります。陳情者の意見の中に、門構えや玄関のレプリカをつくってどうするのかということがありますけれども、その辺、ちょっと違和感を覚えるところではありますが、しかし今残っている文化財を大切に、市外から来た方にわかりやすいそういうまちにするという精神とか観点には同意できる所でありまして、民友クラブとしては採択とさせていただきますと思います。

以上です。

○川合委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第5号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって陳情第5号 知立市史跡建造物復興に関する陳情書の件は採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第6号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書に関する陳情書の件を議題といたします。

御意見がありましたら、発言をお願いいたします。

○中島委員

陳情第6号に対して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

特定秘密保護法、これが通った段階のときに、各マスコミが相当大きな批判の声を上げました。危険な時代錯誤だ、こういう表題も掲げた市町もありました。また、海外からニューヨークタイムズなどでも、秘密保護法は民主主義に対する日本人の理解を根本的に変えてしまう危険があると、するどく批判をしたわけであります。政府にとって都合の悪い情報は何でも秘密にできるような危険性、それらを漏らした公務員は最高10年の懲役、こんなようなことも含めての法律が通ってしまったわけであります。

秘密保護法の最大の問題点は、特定秘密の指定というものが政府に委ねられる、恣意的な判断で勝手に決められてしまうおそれがある、こういう余地を残しているという点が最大の問題ではないかと思います。国民は、何が秘密かも、秘密とされる社会の中で、自分が築いた情報のその中身もわからないままに、それが秘密だということで処罰されるかもしれない、そういう恐怖の社会になってしまうというおそれもあるわけであります。

秘密を漏らした公務員は、先ほど言いましたように、懲役10年以下の重罪と、こういう威嚇的な

ものがありますと、言論の自由、こういうものの脅かされていくのではないか、全体として疑心暗鬼な社会構造に向かわせてしまうという危険性、これは誰も否定できないことだと思うわけです。

加えて、国会の国政調査権、国会議員の調査権ですね、また議員の質問権、こういうものすら侵すおそれがあるものであるということで、大変重大な事件が起きたときにも、その議論を国会でやることもできないということも想定されるものでございます。本当に、立憲主義であるこの日本の中で、こういうやり方で民主主義が破壊されていったら大変だというふうに思います。

今、国会の審議では、安保法制見直しが最中であります。私は、これをセットで考えると、恐ろしいなと思います。歴史を振り返ると、戦前は軍機保護法、治安維持法、こういうものがあって、国民は正しい情報が得られてないままに、大本営発表というものが絶対的なものであって、それを信じるしかない国民は翻弄され、泥沼の戦争にずるずると引きずり込まれていった。本当に忌まわしい歴史があります。戦争と秘密保護というのは、表裏一体で過去にも進められてきた、まさに双子の法制度というふうにされてきたような、私は見方しております。大変、苦い歴史の経験であった、こういうふうに思います。

折しも今の安保法制の見直し、これが秘密保護法の後にすぐ出てきて、まさに今、セットでこれが動き始めようとしている、このことは本当に恐ろしいと思います。日本の存立の危機というものがあった場合には、集団的自衛権を発動するよというようなことが言われているわけですが、日本の存立の危機とは一体何だと、その情報は何かからどこまで正確なものが国民に示されるのか、そういうこともわからない。政府が判断していく、そして動いていく、こういうことであってはならないというふうに思います。

そういった意味では、3回目に出した意義ということを先ほど陳情者から言われましたが、いよいよ重要な、これは案件だなということを私もひしひしと感じております。

この法制度が施行されるときには、十分な説明を行う、安倍さんの得意な丁寧な説明をさせていただきますと、こういうふうに公言していましたが、やはりこれは果たされていない。本当にこれでいいのかというのは、陳情者と同じ思いであります。こういう大変危険をはらみ、さらに危険な運用がこれから進むのではないか、危機感を今覚える、こういう中であります。

ぜひとも私は、この秘密保護法を廃止するという大きな国民的な課題、私は、ぜひとも実現させるために、国へ意見書を上げていきたい、こういうふうに思っております。

以上です。

○川合委員長

ほかに意見はありませんか。

○久田委員

陳情第6号に関しましては、前回も、前々回も私どもは一貫しておりまして、賛成ということでお願いします。

○明石委員

本陳情に対しまして、過去議会でも出されました陳情書でございますが、我が会派は一貫して、当時の考え方に変わりはなく、不採択をお願いいたします。

○池田滋彦委員

市政会を代表しまして、先回も、先々回も同じ答えでありましたので、これは不採択をお願いします。

○川合委員長

ほかに意見はありませんか。

○神谷委員

陳情第6号につきまして、民友クラブを代表して意見を述べさせていただきます。

特定秘密保護法は、大変問題がある法律であり、保護する対象がどの活動で、何を対象にしているのかわからないというところが非常に問題があると思います。しかし、この問題は、国全体にかかわることです。

我々は代表として、衆議院、参議院に国会議員を出しております。議員は、それぞれの役割があ

ると思っております。私ども知立市の市会議員は、知立市に独自にかかわることについて意見を述べるということはいいいと思いますけれども、国全体に対して述べることは、先ほど申し上げましたとおり、国会議員の先生にしっかりと意見を言って、そこから意見を言うてもらうという立場でございます。したがって、民友クラブといたしましては、不採択とさせていただきたいと思っております。

○川合委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

○中島委員

今、それぞれの方が、前回と同じだからということで意見を述べられないということになっております。賛成、反対も含めてですけれども、また国会議員じゃないから意見が言えないというお話も、全面的ではないですけども、ありました。やはりこの陳情については、国民・市民にかかわる問題なんですね。国会の中だけの大事な秘密の話じゃないんです。国民・市民の話なんですから、もう少しそれは丁寧に市民に対して、私たち、特に政党であれば、市民への説明責任ということも果たすべきではないかなというふうに思うんですね。ですから、賛成、反対、立場はいろいろあっても悪いわけではもちろんありませんので、しかし丁寧に、もう少し意見の表明をすべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○川合委員長

皆さん、御意見はありませんか。委員の皆さん、御意見はよろしいですか。

○中島委員

議会改革で説明責任ということも、私たちはすごく言っているわけですよ。初めて傍聴に見えた方もいらっしゃる、たくさん。それなのに、前回と同じですと言っている、それでいいんですか。そのところを私はもう少し、議会改革、私たち知立市議会がやっているよということをやっぱり

示そうじゃありませんか。一言でも、二言でも、やはりこうだから賛成できません、こうだからいいと思いますということを言うべきじゃありませんか。ぜひそういうふうに皆さん、おっしゃっていただきたいなというふうに思います。

○川合委員長

委員の皆さんの御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

以上で自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決いたします。

陳情第6号について、採決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○川合委員長

挙手少数です。

次に陳情第6号について、不採決することで賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○川合委員長

挙手多数です。したがって陳情第6号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書に関する陳情書の件は不採決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第7号 戦争法案と言われる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に意見書の提出をしていただけるよう求める陳情書の件を議題といたします。

御意見がありましたら、発言をお願いいたします。

○明石委員

陳情第7号でございますが、第8号と似たような感じでありますので、あわせて意見を述べさせていただきますと思います。

戦争放棄をうたった第9条があっても、第13条にある国民の生命や幸福追求の権利が根底からくつがえされる場合には、自国防衛に限ってのみ武力行使ができるとした、1972年の政府見解に基づいています。あくまでも専守防衛の範囲内であり、他国防衛のための集団的自衛権の行使は認められ

ていません。よって、不採決でお願いいたします。

○川合委員長

ほかに意見はありませんか。

○久田委員

陳情第7号に関しまして、賛成ということでお願いしたいと思います。

本陳情は、この陳情趣旨を読みましても、意思がよく伝わってまいりますし、国のほうでも現在、審議されておることと、政府答弁の曖昧なことがある、こんなことから、賛成でお願いいたします。

○川合委員長

ほかに意見はありませんか。

○池田滋彦委員

陳情第7号も陳情第8号も同様の内容ではございますが、市政会としては、全くその陳情に関しては不採決でお願いしたいと思います。

○中島委員

陳情第7号に対して、賛成の意見を述べさせていただきます。

5月15日、安倍自公政権がこの法案、いわゆる安保法制を国会に提出をして、今国会での成立を狙っています。二度と戦争をしないと誓った戦後日本のあり方を大転換させる、同盟国アメリカと一緒に、日本を海外で武力行使する国につくり変えるための法整備をしようとするものであります。集団的自衛権行使を可能にするために、自衛隊法、事態対処法、PKO法、周辺事態法など、10本の現有的法律を改正することと、それを一まとめにしたものと、加えて新法として国際平和支援法を提出し、約80時間でこれをけりをつけたいと、可決成立させたい、こういう意向を表明しているわけであります。

国民の批判的な大きな的になったのは、日本をこのように海外で戦争する国につくり変える、これらの法制の提出の経過であります。国会にまだ全く提出をしていない、議論もしていない、国民の相談もない、こういう段階で、まず安倍首相は新ガイドライン、日米軍事協力の指針、これを結び、アメリカの議会で、夏までの成立を誓約する

ような発言をしてきた、こういうことであります。これにはマスコミが一斉に、余りにも国民無視ではないか、こういう国民不在、民主主義無視、この視点に対する厳しい批判が上がりました。同時にこれは、まさにアメリカ言いなり、対米従属の姿勢を色濃く映したものと云わざるを得ません。

提出されている法案は、いつでも、どこでも、たとえ地球の裏側へでも同盟国、米国のどんな戦争にも参加し、武力攻撃できる道筋をつける、危険きわまりない法案であります。集団的自衛権行使、これを狙ったものであることは言うまでもありません。閣議決定をしてやろうと、それを法案で地ならしをしていくと、こういうものであります。あくまで安倍さんは、後方支援という説明もしております。物資を運び、また空中給油、これも後方支援だそうです、こういうことができる、いわゆる兵たんという行為は明らかに、敵からしたら戦闘行為にみなされる、相手国から攻撃的になるというのは、これは皆さん、戦争の常識じゃないですか。戦後70年間、守ってきた日本の平和を壊そうとする法案であります。二度と戦争はしないと誓った憲法の平和原則を根本から破壊するもの、現憲法下で許されるものではありません。

国会の審議の中、憲法審査会が開かれました。もう御案内のとおり、国民の中で大きな波紋が広がりました。与党が招致した憲法学者、もちろん野党が推薦する憲法学者、3名でしたけれども、みんな口をそろえて、異口同音にと言いますか、これは集団的自衛権は合憲かと質問をされて、憲法に違反すると答えたわけでありました。その後も、政府は、いや、賛成する、合法だという憲法学者もいるんだという詭弁を弄しておりますけれども、多くの憲法学者への聞き取り調査が広く行われた。そういう中でも、憲法違反という意思表示をした学者がいっぱいでありました。まさに政府は今、孤立をしております。支持率が大きく揺るぎ始めております。

昨日は、東京や、また千葉県、静岡県、長野県、それから奈良県、京都府、福岡県、もちろん名古屋でも、戦争ノーの非常に大きな集会が一斉に持

たれました。こういう世論はどんどん広がっております。

先ほど、次の陳情者ですけれども、やはり子供たちの命を守りたい、孫たちの平和な社会を継続してつなげていきたい、こういう思いが今広がって、集会には多くの皆さんが参加をされておりました。これは、確かに立場の違い、考え方の違いもあるかもしれませんが、いずれにしても、今回の法案は、まだ憲法学者も憲法違反だからだめだと。そして、また難しい法案で、国民的な合意は全くない、こういう段階でこれを強行していくというのはとてもないことだというふうに思います。

先ほど明石委員がおっしゃられてびっくりしたんですけれども、専守防衛だからいいんだと。いや、専守防衛なら、今の憲法のもとで、今の法案をつくらなくても専守防衛なんですよ。なぜ今回やらなきゃいけないかと言ったら、それを飛び越えて、同盟国が攻撃を受けた。

○明石委員

私に対する発言を反対するんですか。

○中島委員

責任を持って発言されたんでしょう。

そういうものではないということを私は言いたい、こう思うわけでありました。

もし本当にそう思ってみえるなら、まさに合意のない段階で、これが強行されていこうとしているというふうに言わざるを得ない。

やはり憲法の平和主義、これをしっかりと、まだ守り抜いていくことが、本当に国民にとっての大切な問題だし、これがあったからこそ、これまで戦争ということで、他国の人を殺されたり、また殺したり、また国民が殺されたりすることがなかったわけでありまして、やはりしっかりと平和の立場をとっていくことこそ、安全を守ることになると思いますので、ぜひともこれは意見書を上げていきたいと思います。

○川合委員長

ほかに意見はありませんか。

○神谷委員

陳情第7号、陳情第8号、同趣旨でありますの

で、あわせて意見を、民友クラブを代表して述べさせていただきます。

陳情者が言われる、今、政府が行おうとしていることは、立憲主義の日本において、憲法に定められた国のありようを根本から変えようとするものである、憲法解消の経路を経なければ、これはおかしいと、憲法解釈だけで変更できるものではない、これは非常に賛成するところであります。しかし、先ほども申し上げました、これ、国全体のことであります。

先ほど意見を述べられた方がおりましたけれども、私たちは、国の代表として国会議員を送り出してあって、国会議員も国民・市民の代表であります。しかし、市議会として意見書を出すということは、少し違和感を私は感じております。したがって、民友クラブとしては、不採択をお願いをしたいと思います。

○川合委員長

ほかに意見はありませんか。

○中島委員

自由討議ということではなく、ちょっと一言だけ言わせていただきたいんですが、神谷委員の今、国会議員の役割というふうに言われましたけれども、これまでにたくさん国の法律にかかわる意見書を知立市議会は上げてまいりました。私は本当に一生懸命、皆さんにもお願いしてやったのは、子ども・子育て支援法が通るときに、公的な責任をしっかりと守る、そういうふうな立場をこの法律の中でも通して貫いてほしいと、こういうことで私どもは皆さんにも発議してまいりました。これに対しては、皆さん、全員賛成で国会に意見を述べました。これはできるし、また、やってきたんですよ。意見書を提出するということについての、ちょっと今の御意見については、経過とも違うし、そこにこだわる必要はないのではないかなということを申し上げておきたいと思います。

○川合委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

意見なしと認めます。

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第7号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手少数です。

次に、陳情第7号について不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、陳情第7号 戦争法案といわれる、安全保障体制の見直しを行わないよう国に意見書の提出をしていただけるよう求める陳情書の件は不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第8号 国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見がありましたら、発言をお願いいたします。

○中島委員

5月の臨時議会ということで、碧南市議会がこの種の意見書を採択いたしました。意見書を国に上げました。これが非常に大きな県下でも注目をされたということでした。つまり、いろんな立場、違うけれども、まだまだ国民的な合意がない中で、11本の法案を期限を決めて、しかもわからないという中で、また、わかってくればくほど、意見がいっぱい出てくると。そして、憲法学者も違憲だというふうに、どんどん話が見えてくれば見えてくるほどおかしいなと、こうなっているわけでありまして。本当に合意がとれるということ

が大前提。だって、憲法の趣旨を変えてしまうという大きな法律を通そうとしているわけでありまして、そんな大きな方向転換を強いるような法律を、何が何だかわからないままに通してしまっているのか、これが碧南市議会でも、共産党が提案したわけじゃないんですよね、あれ。ほかの会派の方が、幾ら何でもこのままじゃ通しちゃいけないというふうに提案されて、共産党も賛成しました。やっぱりそれが今、世論じゃないんでしょうか。今、7割、8割の方がこの法案はおかしい、世論調査では出てきているんですよ。それを強行しないようにと願うのは、当たり前のことではないでしょうか。

法案の趣旨については、先ほど賛成の意見を述べましたので、繰り返しませんけれども、やはり平和な社会を私たちが子々孫々まで引き継いでいくという責任をしっかりと果たすことのためにも、合意をしっかりとるまで熱い議論を重ねていくことこそ必要ではないかと。国民的な議論が必要ではないか。国会の中で閉鎖的にやられるんじゃないくて、もっともっと広い議論が行われる、そうなるまでこれは熟成させなければ、とても通してもいいと言えるものではない、こういうふうに思いますので、ぜひともその点だけでも採択をしたいと思いますというふうに思います。

○川合委員長

ほかに御意見はありませんか。

○久田委員

陳情第8号は、賛成ということでお願いいたします。

本陳情は、国のほうでも現在審議されておりまして、また国民的合意が現在ないわけでありまして、そして先ほど陳情者も述べられたように、子供の命のことだとか、あるいは戦争のこと、こんなことを踏まえると、私は、この陳情に対して賛成でお願いしたいと思います。

○川合委員長

ほかに御意見はありませんか。

○池田滋彦委員

陳情第8号については、陳情第7号、陳情第8

号とも同じような記述ですが、陳情第7号と同じように、不採択でお願いします。

○川合委員長

ほかに御意見はありませんか。よろしいですか。御発言はありませんか。

○神谷委員

民友クラブを代表しまして。

先ほども同趣旨だということで意見を述べさせていただきました。不採択でお願いしたいと思います。

以上です。

○川合委員長

ほかに御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第8号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手少数です。

次に陳情第8号について不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって陳情第8号 国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書の提出を求める陳情書の件は不採択すべきものと決定いたしました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川合委員長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で企画文教委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時49分

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長